

◆消費生活セミナーを開催しました

8月18日（木）13:00から、せんだいメディアテーク7階スタジオシアターにおいて、宮城県、仙台弁護士会、ネットとうほくの主催で、消費生活セミナー「若者をとりまくトラブルについて考える ～インターネットトラブル、マルチ商法、奨学金問題、ブラックバイト～」を開催しました。教育関係者（教職員、大学生等）、行政職員、弁護士、消費者団体、一般市民など多くの団体、多くの世代から155人の参加がありました。

基調講演では日本女子大学の細川幸一教授が「若者をとりまく消費者問題と消費者教育の重要性」をテーマに、大学生の現状と問題点について話されました。おとなしく、新聞やテレビ、ネット情報も見ない若者は、消費者力も欠如していることが多く消費者被害にあいやすくなっている、リボリング払いでの利息金額を分かっていない、また、雇用・請負労務等の知識不足によりブラックバイト等のトラブルにあいやすくなっているのだそうです。

続いて、ネットとうほく、仙台弁護士会による事例発表のリレートークがあり、マルチ商法、インターネットトラブル、奨学金問題、ブラックバイトについて、男澤拓弁護士、佐々木悠輔弁護士、草刈翔平弁護士、太田伸二弁護士より発表がありました。

最後に伊藤美由紀東北工業大学准教授から「学生と取組む地域での消費者被害防止教育活動」の事例発表がありました。2008年に発足した仙台八木山防災連絡会の活動を出発点として、東日本大震災を経て、大学、地域包括支援センターや地域との協力活動の中から、学生による寸劇を通して消費者トラブルへの啓発活動が生まれてきている事例について紹介されました。



基調講演 細川幸一教授



事例発表 男澤拓弁護士



事例発表
伊藤美由紀准教授

■2016年度『ネットとうほく消費者被害事例ラボ』（消ラボ）第3回を開催しました

2016年9月8日（木）18:30から、仙台弁護士会館において、2016年度第3回の消費者被害事例ラボ（通称、消ラボ）が開催され、21人が参加しました。今回は、丸山愛博青森中央学院大学准教授が、「民法改正が消費者問題に与える影響－債務不履行の考え方の転換・約款規制－」というテーマで、解説をしました。

消費者相談実務の観点から、民法改正が与える影響として、民法改正法案が提出されるまでの経緯を踏まえつつ、①債務不履行概念について、過失責任主義から契約の拘束力に根拠を求める考え方に転換されることとなること（ただし、判例実務を変更することにはならないこと）、②約款に関する定めが導入されること、具体的には、民法上「約款」が定義づけられたことや、約款の開示義務等について、説明がなされました。

また、高橋大輔弁護士からは、民法改正にあたり、消費者相談時に気を付けるべきポイント、主に時効や



講師 丸山愛博准教授

保証に関する点につき、解説がありました。

丸山先生の解説では、①の債務不履行概念については、判例実務を変えるものではない、との前提はあったものの、なんでも契約書に記載しておけば、契約として認められる、というような対応を取られる可能性もあることから、改正後の運用・扱われ方にも注視すべきである点が指摘されました。

また、解説後の意見交換では、②の約款について、規定ぶりから、不動産等の大きな買い物などには当該約款規制が当たらない可能性などもあること、全部が約款に当たらずとも、条文の内容には、「全部または一部が画一的」との文言があることから、一部分を約款として取り扱うことができる可能性もあるのではないかなどの意見が出されました。

次回以降の消ラボは、以下の日程となっております。毎回、非常に白熱した議論が交わされていますので、皆様のご参加をお待ちしております。参加希望の会員、専門家の方は、事務局までお申込ください。

	開催月日	報告者（予定）	テーマ
第4回	11月10日（木）	窪幸治（岩手県立大学）	「複雑化する契約問題（契約構造・継続性の観点から）」
第5回	1月12日（木）	中里真（福島大学）	「民泊に関する諸問題について」
第6回	3月9日（木）	羽田さゆり（東北学院大学）	「美容医療に関する消費者問題（特商法改正を踏まえて）」

詳細は、ネットとうほく HP セミナーのご案内 <http://www.shiminnet-tohoku.com/seminar/index.html> をご覧ください。

■平成28年度仙台市消費生活パートナー養成講座に講師を派遣しました

仙台市消費生活センターと地域をつなぐ消費者啓発の担い手（消費生活パートナー）を養成する仙台市消費生活パートナー事業において、平成28年度消費生活パートナー養成講座が開催されました。7月14日、28日の2日間にわたり、見守りや伝え方、消費生活問題について理解を深める講座があり、「契約の基礎智識」「消費者基本法」「消費者契約法」「特定商取引法」など消費者にかかわる法律の基礎智識について、ネットとうほくの鈴木裕美理事が講師を務めました。

■ネットとうほくの事務所が移転しました

2016年8月よりネットとうほくの事務所が下記に移転いたしました。

住 所	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-40 ブライトシティ柏木 702 号室
電 話	022-727-9123
FAX	022-739-7477
E-mail	shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp
HP	http://www.shiminnet-tohoku.com/

住所、FAX 番号、メールアドレスが変更となっておりますので、よろしくお願いたします。

【発行元】特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702 号室

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp